

## 新規漁業就業者支援サイト制作・デジタルマーケティング業務委託 仕様書（企画提案用）

1 委託業務名 新規漁業就業者支援サイト制作・デジタルマーケティング業務委託

2 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の目的

山形県の漁業就業者数は減少しており、同時に高齢化も進んでいる。新たな担い手の確保が必要であるが、近年は就業相談が減少しており、本県の漁業就業に関する情報発信の充実強化を図っていく必要がある。

そこで、本県漁業の魅力や漁業就業に関する研修・支援制度などを一元的に広く発信するウェブサイトを作成し、漁業就業希望者が自ら情報収集できる環境を整える。また、制作したウェブサイトの運用も行い、サイト閲覧者から得られる情報を分析することで、情報発信を効果的に行うための立案に活用する。

### 4 委託業務の内容

#### (1) ウェブサイト制作・運用

- ・山形県漁業経営・就業支援センターのウェブサイトとして位置付け、本県の漁業に関する経営形態、初期投資額（目安）、対象魚種、漁業者の声、各種研修・支援制度を紹介し漁業の魅力を発信するウェブサイトを作成する。本県の漁業の特徴や魅力を効果的に伝え、閲覧者の興味・関心を引き必要な情報にアクセスしやすく分かりやすいものであること。
- ・サイトのターゲットは、日本国内在住の30～50代（漁業、養殖業に関心のある者）とする。

<想定しているコンテンツ例>

- ・山形県の漁業の紹介（漁法、対象魚種、初期投資（目安）、収入（目安））
- ・漁師のライフスタイル
- ・新規就業者の紹介
- ・漁師になるための方法
- ・研修・支援制度
- ・お問合せ先、相談登録フォーム

#### ① ウェブサイトの制作

ウェブサイトの制作にあたっては、あらかじめ県に協議のうえ了承を得ることとする。また、下記の点に留意すること。

ア ターゲットとなる閲覧者がウェブサイトに興味・関心を持ち、親しみを抱くような工夫をすること。

- イ 検索エンジン SEO 対策（検索エンジン最適化：インターネット検索結果において高い順位に表示）を実施すること。
- ウ サーバー及びドメインは受注者が手配し、セキュリティのレベルや初期設定及び後年に必要となる保守管理経費等とともに提案すること。
- エ コーディング知識・技術がない職員であってもページやコンテンツの追加・削除・更新が随時可能な、一般的に普及しているコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を使用すること。
- オ パソコン、スマートフォン、タブレット端末での閲覧を考慮し、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したユーザビリティが高いデザインにすること。
- カ 本業務の遂行にあたっては、本県の「山形県情報システム導入標準ガイドライン」及び「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- キ システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ク 常時 SSL（全ページ https 化）を行うこと。SSL サーバー証明書は、OV 認証型以上のものを使用すること。
- ケ アクセスログを取得し、ログの照会が可能であること。
- コ 制作したウェブサイトの公開時期は遅くとも令和 6 年 11 月末とする。詳細については県と協議のうえ決定すること。

## ② ウェブサイトの運用保守

ウェブサイトの運用保守に当たっては、以下の点を遵守すること。

- ア 不具合が生じた場合を想定し、県と受託者の連絡体制を構築し、すみやかにトラブルの原因を解消すること。
- イ 必要なセキュリティ対策、定期的なデータのバックアップ、OS やソフトウェア等のバージョンアップへの対応を行うこと。
- ウ 本仕様書で制作したウェブサイトは、他事業者でも運用保守が行えるようにすること。

## (2) デジタルマーケティング

上記（1）で制作したウェブサイトに誘導する広告を配信し、その閲覧データの収集と分析を行う。

### ① 広告配信

必要に応じて広告費を確保し、（1）で制作したウェブサイトへの来訪者の増加を図ること。

各媒体には可能な限り、リマーケティングタグを設定することとし、アクセス

者の解析をするための「ユーザーリスト」を蓄積すること。

② データ分析業務

ア 本業務について、広告の表示回数、ウェブサイト閲覧者の属性（年齢、地域、興味関心等）等の分析数値を、県に対して毎月末までの状況を翌月 10 日までに報告すること。また、その結果に応じて広告配信の改善策を県と協議し実施すること。

イ WEB 又は SNS による広告を活用し、ウェブサイト公開後 3 箇月以上閲覧データを収集すること。

ウ 上記ア、イについて得られたデータを分析し、制作したウェブサイトによる効果的な広告、掲載情報の追加・見直し等の改善策をまとめ、県に提出すること。

(3) その他

- ① 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を契約締結後 10 日以内に作成し、県の承認を得ること。
- ② 業務の詳細について県と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。
- ③ 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出すること。
- ④ 事業の実施にあたっては、山形県の水産業全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ⑤ 本業務に必要な撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ⑥ 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等撮影の許可を得ること。

5 成果品

(1) 提出物

下記①及び②の内容を収めた電子媒体を各一部、②を紙媒体で各一部納入すること。

※ 文書ファイル形式は Microsoft Office 2007 以上の Word、Excel、PowerPoint などの形式で納入すること。また、全て PDF 形式に変換したものも収めること。

① ウェブサイト

本業務により公開した状態にて納品すること

② 各種報告書等

名称	記載内容
設計書	サイトマップ ワイヤーフレーム 等
システム構成図	機器・利用ソフトウェア構成 等

担当者向け運用マニュアル	情報更新作業手順 等
デジタルマーケティング分析・提案報告書	データ分析結果、効果的な情報発信の提案 等

※ 報告書の様式等については、別途調整する。

※ 上記のほか、必要な書類等については、発注者及び受注者で協議して定める。

(2) 提出場所

山形県農林水産部水産振興課

(3) 提出期限

令和7年3月25日（火）

## 6 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て山形県に移転するものであること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報を含む。）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。
- (6) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し、承認を得なければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、山形県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (8) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

#### (漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

#### (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

#### (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### (違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。